

おかし屋ぱれっと 新たな事業展開

～就労継続支援B型へ移行します～VOL2

この4月、就労継続支援B型(障害者総合支援法に基づく施設)への移行します。昨年6月からNPO人材開発機構の小規模作業所法内化総合推進事業の支援を受け取り組んできました。法内化には2つの大きな理由があります。

- ① 通所員の高齢化に伴い、新たな仕事の開発と作業スペースの拡大
- ② 運営基盤の安定と通所員の雇用拡大(定員11名⇒20名)

*法内施設(サービス提供事業者)に移行することで、おかし屋ぱれっとを利用するという概念になり、通所員と利用契約を結ぶこととなります。法既定に即した利用契約書を作成し、重要事項説明を行いません。

●「働く」ということ意識

おかし屋ぱれっとも開所から丸28年、当初から働いている通所員は45歳になり親も高齢化を迎えています。父母面談の中で、「親が元気な内、本人が通い続けられるのであればおかし屋ぱれっとでの受け入れを考えて欲しい」と要望が出ていました。通所員の可能性を考え、自分のペースで仕事が進められるよう、また渋谷区外からの受け入れもできるような法内化を進めてきました。

おかし屋ぱれっとの理念は、「働くことを通して社会参加と自立を目指す」です。法内の作業所に移行しても「売上UPの努力は怠らず彼らの給料を上げる」という方針は変えず、どんなに障害が重くとも「働いて対価を得る」という理念は崩さずに運営していきます。支援給付体

系の就労継続支援B型の定員20名規模で、利用希望者を積極的に受け入れていきます。就労継続支援B型の定義は、一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行なうというものです。しかし、企業就労の可能性がありチャレンジしたいメンバーには、そのチャンスを提供したいと考えます。

●売上は全て利用者に還元!?

売上は年間2,000万に達しています。今までは、区からの補助金全てでは賅えなかった分売上から家賃の一部やスタッフの給与を支払ってきていました。制度に則った事業になることで運営形態も変わります。具体的には、売上は経費を除いた分全て利用者に給与として支払うこととなります。経費として認められるのは、原材料・梱包運搬費・水道光熱費といった菓子製造にかかる費用で、家賃やスタッフ人件費といった運営にかかる経費は全て訓練等給付で賅わなくてはなりません。つまり、売上からは家賃やスタッフの人件費は賅えなくなるということです。第2工房を拡張したことで年間家賃は1,290万円にのびます。利用者を多く受け入れることで給付費も増えますが、単に人数を増やせばいいということではないのです。公的な場所で運営している作業所は家賃が一切かかっていません。この不平等さは拭えません。家賃のかからない場所への移転を、行政に訴えていきます。

おかし屋ぱれっと 所長 相馬宏昭